

さいたま市指定納付受託者の指定等に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に関しては、法令等に定めるもののほか、この要綱による。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歳入等 法第231条の2の2第1項に規定する歳入等をいう。
- (2) 納付事務 法第231条の2の3第1項に規定する納付事務をいう。

(指定の手続)

第3条 納付事務の取扱いに関する契約等を締結しようとするときは、当該相手方を指定納付受託者として指定しなければならない。

2 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の12第1項に規定する申出書を収受したときは、指定納付受託者の指定を受けようとする者に対し、次の各号に掲げる書類の提出を求めることができる。

- (1) 定款
- (2) 法人の登記事項証明
- (3) 直近2か年分の貸借対照表、損益計算書及び事業報告又はこれらに準ずるもの
- (4) 現在の組織・人員体制・就業内容を示す書類
- (5) コンプライアンスポリシー又はこれに準ずるもの
- (6) プライバシーポリシー又はこれに準ずるもの
- (7) その他市長が必要と認める書類

(指定の要件)

第4条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第158条第1号の規定は次の各号により判断するものとし、目安となる基準はそれぞれ次による。

(1) 資本金の額、資産又は負債の状況等から財政的基盤が十分に整っていること。

ア 直近2か年において、自己資本比率（株主資本（資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計から自己株式を引いたもの）及びその他の包括利益累計額（その他有価証券評価差額、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金、為替換算調整勘定等の合計）の合計）を資産の部の合計額で除した比率）が4パーセントを下回っていないこと。

イ 直近2か年において、流動比率（流動資産を流動負債で除した比率）が100パーセントを下回っていないこと。

(2) 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。

ア 直近2か年において、資本剰余金及び利益剰余金の合計額がマイナスでないこと。

イ 直近2か年において、営業損失が売上高及び純資産に対して著しく上回っていないこと。

2 令第158条第2号の規定は次の各号により判断するものとし、目安となる基準はそれぞれ次による。

(1) 経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であると認められること。

ア 経営陣の役職、氏名及び役割が明確であること。

イ 納付事務（これに準ずる事務を含む。）の実績が2年以上あること（当該業務を2年以上経験した者によって組織が構成されている場合を含む。）。

(2) コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整備されていること。

- ア コンプライアンスに関する規定が策定されていること。
- イ コンプライアンスに関する責任者が明確であること。
- ウ コンプライアンスに関する教育が行われていること。

(会計管理者への事前協議)

第5条 既に指定を受けた指定納付受託者について、取り扱う歳入等の種類を追加しようとするときは、あらかじめ会計管理者に協議しなければならない。

(契約等に定める事項)

第6条 指定納付受託者と納付事務の取扱いに関する契約等を締結するに当たっては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 取り扱うことができる歳入等の種類に関する事項
- (2) 法第231条の2の5第1項に規定する「地方公共団体が指定する日」に関する事項
- (3) 指定納付受託者から市に対する納付に関する事項
- (4) 指定納付受託者が行う納付事務に要する費用に充てるための手数料等に関する事項
- (5) 分担金等以外の歳入等の納付の延滞に関する事項
- (6) 個人情報の保護に関する事項

(市民への公表)

第7条 指定納付受託者が納付事務を行おうとするときは、次の各号に掲げる事項を市のホームページに公表しなければならない。

- (1) 指定納付受託者の名称
- (2) 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地
- (3) 指定納付受託者を指定した日
- (4) 指定納付受託者が歳入等を納付する期間
- (5) 取り扱うことができる歳入等の種類

附則

この要綱は、令和3年12月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。